

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 医療福祉推進課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
委託契約に関する 財務事務の執行に ついて（個別監査 結果）	(83) 長寿社会福祉センター等管理事業委託（管理料の妥当性の検証）について（意見） 管理料の基礎となる支出の部における予算額と実績額の乖離がみられる場合には、その内容についての分析を十分に実施したうえで、管理料の妥当性を検証すべきである。	管理料の妥当性については、現指定管理期間の実績の平均値以下を算定額とする等、県の統一的な指定管理料参考額の考え方に基づき検証し、次期管理料の算定につなげていくこととする。
	(84) 長寿社会福祉センター等管理事業委託（再委託先の報告）について（指摘） 県は原則として、禁止している再委託を承諾するために、指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制等を報告するように指導すべきである。	指定管理者が再委託を実施せざるを得ない場合は、指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制等を報告するように指導を行うとともに、県において当該報告の内容について適正かどうか確認を行い、書面により再委託の承認を行うよう徹底した。
	(85) 長寿社会福祉センター等管理事業委託（モニタリング結果の記載）について（指摘） 県によるマニュアルに定められた様式に基づいて、事後も指定管理者のモニタリング結果を確認できるように、適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。	指定管理者から指定管理業務の報告等に対して、県で適正か否か確認を行っていたが、確認欄への結果の記入ができていなかったため、記載するようにした。 また、平成30年12月には行政経営企画室によるモニタリングの実施状況の確認を受けており、今後も指定管理者制度の趣旨を踏まえながら、適切な事務の執行に努める。

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(86・92) 信楽学園およびむれやま荘指定管理委託（利用規模に応じたあり方の継続的なモニタリング）について（意見）</p> <p>施設の利用率が目標を下回っているが、職員配置数や指定管理料が一定であることから、利用規模に応じた職員配置やコスト構造自体の見直しを行い、計画に反映したうえで、モニタリングしていくべきであり、県と指定管理者で協議・連携しながら利用規模に応じたあり方を検証すべきである。</p>	<p>指定管理委託については、5年間の指定管理期間で職員配置や利用率などの条件を設定しており、指定管理期間中は原則その規模や指定管理料を維持するものとしている。</p> <p>このため、次の指定管理期間に向けて、職員配置や利用状況について、月例報告やモニタリングによる継続的な把握を行うとともに、今後の見込み等を指定管理者の意見を参考にしながら、施設の適正規模や施設維持費等のコストの検証と今後のあり方の検討を本年度行う。</p>
	<p>(87・93) 信楽学園およびむれやま荘指定管理委託（管理料実績の検証）について（意見）</p> <p>県による実地調査の際の確認の記録が残されていないことから、どのように検証をしたかを明確にし、管理料実績を含む収支の正確性を網羅的に検証すべきである。</p>	<p>指定管理者に対する実地調査時に収支関係書類の確認を行い、確認項目やその方法等の記録を行うとともに、収支の正確性を検証している。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(88・94) 信楽学園およびむれやま荘指定管理委託（再委託先の報告）について（指摘）</p> <p>業務の再委託については原則禁止とする中で、指定管理者が再委託を実施せざるを得ない場合には再委託先も含めた履行体制等を報告したうえで、県が承諾した場合のみ許されるとされているが、再委託の内容について県に報告されていなかった。</p> <p>県は、指定管理者に対して再委託先を報告するよう指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制等を報告するように指導を行い、再委託の承認を行っている。</p>
	<p>(89・95) 信楽学園およびむれやま荘指定管理委託（モニタリング結果の記載）について（指摘）</p> <p>県による指定管理者のモニタリング結果について、所管課記載欄が白紙となっていたことから適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。</p>	<p>指定管理者から指定管理業務の報告等に対して、県で適正か否か確認を行ったうえで、確認欄への結果の記載を行っている。</p>
	<p>(90) 障害者福祉センター指定管理委託（モニタリング結果の記載）について（指摘）</p> <p>県による指定管理者のモニタリング結果について、所管課記載欄が白紙となっていたことから適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。</p>	<p>指定管理者から指定管理業務の報告等に対して、県で適正か否か確認を行っていたが、確認欄への結果の記入ができていなかったため、記載するようにした。</p>
	<p>(91) 障害者福祉センターの指定管理委託にかかる業務委託検査調書の作成について（指摘）</p> <p>指定管理業務の終了時の検査の際に、補助金検査調書が作成されていたことから、業務委託検査調書に検査結果を記載すべきである。</p>	<p>平成30年度の指定管理業務の終了時の検査より、業務委託検査調書に検査結果を記載するよう徹底した。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する 財務事務の執行に ついて（個別監査 結果）	<p>(96) 登録販売者試験業務委託（随意契約理由の整理）について（意見）</p> <p>滋賀県衛生関係施設管理システムの著作権を県と共有しているにもかかわらず、その旨の記載が随意契約事前チェックリストに反映されていないので、随意契約理由を実態に沿ったものとすべきである。</p>	<p>平成30年度の登録販売者試験業務委託から、随意契約理由に「滋賀県衛生関係施設管理システムの著作権を県と共有している」旨記載し、随意契約理由が実態に沿うよう改善した。</p>
	<p>(97) 登録販売者試験業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>1 者見積りの随意契約で競争性が働いていない為、実績検証は契約金額の妥当性の検証や翌年度以降の適切な積算の観点から重要であり、実績検証を適切に検証すべきである。</p>	<p>平成30年度の登録販売者試験業務委託から、見積書の内訳の把握および他事業者からの参考見積書の徴取を行い、契約金額が妥当であることを確認した。</p>